

高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、高知県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）並びに入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等について定める。

(入札参加資格者)

第2条 入札参加資格のある者は、第3条の規定により資格審査を受け、高知県測量、建設コンサルタント等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

(電子情報処理組織による資格審査の手続)

第2条の2 資格審査（第8条の規定による会社の合併等による入札参加資格の承継の審査及び第9条第1項の規定による入札参加資格の再審査を除く。以下同じ。）は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年高知県規則第72号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織であって資格審査に係るもの（以下「高知県入札参加資格共同電子申請システム」という。）を使用する方法により行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織による資格審査の手続について必要な事項は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年高知県条例第65号）及び高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の定めるところによる。

(資格審査)

第3条 資格審査は、原則として2年ごとに実施するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、当該年度以外においても実施することができる。

2 資格審査は、当該資格審査を申請する日（以下「申請日」という。）前の直近の10月1日を審査基準日として実施するものとする。

3 資格審査を申請しようとする者は、知事が別に定める競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）に記載すべきこととされている事項を当該資格審査を申請しようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して申請を行わなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を申請することができない。

(1) 高知県内に主たる営業所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 資格審査を申請する業務について、第2項に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）までに法律上必

要な資格を有していない者

イ 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税又は市町村税を滞納している者。ただし、申請日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者（資格審査を初めて申請する者（以下この号において「新規申請者」という。）を除く。）にあっては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までにしていないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者のうち新規申請者にあっては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあっては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあっては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者

エ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

オ 破産者で復権を得ないもの

カ 申請日までに企業規模に応じたコンプライアンス基本方針を策定していない者

キ アからカまでに掲げる者のほか、経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 高知県外に主たる営業所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 前号ア、エ、オ又はキのいずれかに該当する者

イ 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（高知県内に従たる営業所を有する者にあっては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所の課した県税を含む。）又は区市町村税を滞納している者。ただし、申請日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ 測量業務にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の登録を受けていない者

エ 土木関係建設コンサルタント業務にあっては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けていない者

オ 建築関係コンサルタント業務にあっては、建築士法（昭

和 25 年 法 律 第 202 号) 第 23 条 第 1 項 の 登 録 を 受 け て い な い 者

カ 地 質 調 査 業 務 に あ っ て は 、 地 質 調 査 業 者 登 録 規 程 (昭 和 52 年 4 月 建 設 省 告 示 第 718 号) 第 2 条 第 1 項 の 登 録 を 受 け て い な い 者

キ 補 償 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 に あ っ て は 、 補 償 コ ン サ ル タ ン ト 登 録 規 程 (昭 和 59 年 9 月 建 設 省 告 示 第 1341 号) 第 2 条 第 1 項 又 は 不 動 産 の 鑑 定 評 価 に 関 す る 法 律 (昭 和 38 年 法 律 第 152 号) 第 22 条 第 1 項 の 登 録 を 受 け て い な い 者

ク 土 木 関 係 そ の 他 業 務 の う ち 、 環 境 調 査 業 務 及 び 水 質 等 分 析 業 務 に あ っ て は 、 計 量 法 (平 成 4 年 法 律 第 51 号) 第 107 条 の 登 録 を 受 け て い な い 者

(3) 次 の い ず れ か に 該 当 す る も の と し て 知 事 が 認 め る 者

ア 暴 力 団 (高 知 県 暴 力 団 排 除 条 例 (平 成 22 年 高 知 県 条 例 第 36 号) 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 暴 力 団 を い う 。 以 下 こ の 号 に お い て 同 じ 。)

イ 暴 力 団 員 等 (高 知 県 暴 力 団 排 除 条 例 第 2 条 第 3 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 等 を い う 。 以 下 こ の 号 に お い て 同 じ 。)

ウ 役 員 等 (法 人 に あ っ て は 代 表 役 員 等 及 び 一 般 役 員 で あ っ て 経 営 に 事 実 上 参 加 し て い る 者 を 、 法 人 以 外 の 団 体 に あ っ て は 代 表 者 、 理 事 そ の 他 こ れ ら と 同 等 の 責 任 を 有 す る 者 を 、 個 人 に あ っ て は そ の 者 及 び そ の 使 用 人 (支 配 人 、 本 店 長 、 支 店 長 そ の 他 い か な る 名 称 を 有 す る も の で あ る か を 問 わ ず 、 事 業 所 の 業 務 を 統 括 す る 者 (事 業 所 の 業 務 を 統 括 す る 者 の 権 限 を 代 行 し 得 る 地 位 に あ る 者 を 含 む 。) を い う 。) を い う 。 以 下 こ の 号 に お い て 同 じ 。) が 暴 力 団 員 等 に 該 当 す る も の

エ 役 員 等 が 、 業 務 に 関 し 、 暴 力 団 員 等 で あ る こ と を 知 り な が ら 当 該 者 を 使 用 し 、 ま た は 雇 用 し て い る も の

オ 暴 力 団 又 は 暴 力 団 員 等 が そ の 経 営 又 は 運 営 に 実 質 的 に 関 与 し て い る も の

カ 役 員 等 が 、 自 己 、 そ の 属 す る 法 人 等 (法 人 そ の 他 の 団 体 を い う 。) 若 し く は 第 三 者 の 利 益 を 図 り 、 又 は 第 三 者 に 危 害 を 加 え る こ と を 目 的 と し て 、 暴 力 団 又 は 暴 力 団 員 等 を 利 用 し て い る も の

キ 役 員 等 が 、 い か な る 名 義 を も っ て す る か を 問 わ ず 、 暴 力 団 又 は 暴 力 団 員 等 に 対 し て 、 金 銭 、 物 品 そ の 他 財 産 上 の 利 益 を 与 え 、 又 は 便 宜 を 供 与 す る 等 直 接 的 又 は 積 極 的 に 暴 力 団 の 維 持 又 は 運 営 に 協 力 し 、 又 は 関 与 し て い る も の

ク 役 員 等 が 、 業 務 に 関 し 、 暴 力 団 又 は 暴 力 団 員 等 が 経 営 又 は 運 営 に 実 質 的 に 関 与 し て い る と 認 め ら れ る 業 者 で あ る こ と を 知 り な が ら 、 こ れ を 利 用 し て い る も の

ケ 役 員 等 が 、 県 と の 契 約 に 関 し 、 暴 力 団 又 は 暴 力 団 員 等 が 経 営 又 は 運 営 に 実 質 的 に 関 与 し て い る と 認 め ら れ る 業 者 で あ る こ と を 知 り な が ら 、 こ れ を 利 用 し て い る も の

コ アからケまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

- 5 前各項に定めるもののほか、資格審査の申請について必要な事項は、知事が別に定める申請要領の定めるところによる。

(入札参加資格の有効期間)

第4条 前条第1項本文の規定により実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

- 2 前条第1項ただし書の規定に基づき実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間とする。

(資格審査の結果の通知及び公表)

第5条 知事は、資格審査の結果を知事が別に定める資格決定通知書に記載すべきこととされている事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、高知県入札参加資格共同電子申請システムにより資格審査を申請した者に通知するとともに、高知県土木部土木政策課内に設けられた高知県建設業者許可書類閲覧所等において公表するものとする。

(申請内容の変更の届出)

第6条 資格審査を申請した者又は資格者名簿に登載された者(以下「有資格者」という。)は、申請内容に変更があったときは、直ちに、知事が別に定める高知県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届に記載すべきこととされている事項を当該変更の届出をしようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して知事に届け出なければならない。

(入札参加資格の取消し)

第7条 知事は、有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 業務に関し法律上必要とする登録を取り消されたとき。
- (2) 第3条第5項の申請要領に定める申請の書類の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (3) 第3条第4項第1号エからキまで(高知県外に主たる営業所を有する者にあつては、同号カを除く。)又は第3号アからコまでのいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 入札参加資格を辞退したとき。

(会社の合併等による入札参加資格の承継の手続)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、合併等の日の翌日を審査基準日とみなし、申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者名簿に登載するものとする。

- (1) 有資格者と他の有資格者又は資格者名簿に登載されていない者(以下この項において「無資格者」という。)とが合

併した場合

- (2) 有資格者である個人が法人組織に変更した場合
- (3) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- (4) 有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合
- (5) 有資格者と他の有資格者又は無資格者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

- 2 前項第3号又は第4号に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

（入札参加資格の再審査）

- 第9条** 有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合において、当該有資格者の申請により入札参加資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行ったとき。
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行ったとき。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行ったとき。

- 2 前項の規定による入札参加資格の再審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 知事が別に定める競争入札参加資格再審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）
- (2) 手続開始の決定書等の写し
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、参考となる書類

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年12月1日から施行する。
（令和4年度に実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間の特例）
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、令和4年度に実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、当該資格審査を申請する日の属する年度の翌年度の1年間とする。
（令和5年度における追加の資格審査の申請及び有効期間の特例）

- 3 令和5年度において令和4年度に実施された資格審査に係る入札参加資格を有する者は、第3条第1項の規定にかかわらず、新たな業務について追加の資格審査を申請することができる。この場合において、当該申請に係る入札参加資格の有効期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該入札参加資格が決定された日から令和6年3月31日までとする。

附 則

この告示（平成19年11月高知県告示第728号）は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

この告示（平成23年12月高知県告示第799号）は、平成23年12月26日から施行する。

附 則

この告示（平成24年12月高知県告示第763号）は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この告示（平成29年3月高知県告示第165号）は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示（令和4年12月高知県告示号外第85号）は、令和4年12月27日から施行する。

附 則

この告示（令和5年10月高知県告示号外第674号）は、令和5年10月20日から施行する。